

## 仕 様 書

### 1 業務名

工業用水道流量調節計取替業務

### 2 業務場所

下関市大和町二丁目 4－8 林兼産業(株)下関飼料工場構内

### 3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）までとする。

### 4 業務内容

本業務は、流量制御装置現場操作盤について以下の業務を実施するものである。

#### （１）流量制御装置現場操作盤

- ア 既設流量調節計の撤去、搬出及び処分
- イ 新設流量調節計の搬入及び据付
- ウ その他必要なこと

#### （２）試験

- ア 組合せ試験
- イ その他必要なこと

### 5 流量調節計仕様

#### （１）一般仕様

- ア 数量 1 台
- イ 電源 90～130V AC

#### （２）制御機能

PID 制御、PD 制御、サンプル PI 及びバッチ PI

#### （３）入力仕様

- ア アナログ入力：5 点（DC1～5V）

- (ア) 流量計測信号
- (イ) 調節電動弁開度アンサ信号
- (ウ) モード選択信号 1
- (エ) モード選択信号 2
- (オ) モード選択書込信号
- イ アナログ出力：3 点（DC1～5V）
  - (ア) 調節電動弁開度 MV 信号
  - (イ) 流量設定値アンサ信号
  - (ウ) 調節計モード選択アンサ信号
- ウ デジタル入力：3 点
  - (ア) 流量設定値 UP 信号
  - (イ) 流量設定値 DOWN 信号
  - (ウ) 中央/流量調節計切替信号
- エ デジタル出力信号：2 点
  - (ア) モード選択アンサ信号
  - (イ) 故障
- (4) その他
  - 付属として流量調節弁開度制御用 EE ポジショナを取付けること。

## 6 提出書類

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 業務日程表              | 1 部 |
| (2) 既設盤改造図（展開接続図）      | 1 部 |
| (3) 緊急連絡表              | 1 部 |
| (4) 機器仕様書              | 1 部 |
| (5) 工場試験成績書            | 1 部 |
| (6) 現地試験要領書            | 1 部 |
| (7) 現地試験成績書            | 1 部 |
| (8) 業務写真（着手前・施工中・完成）   | 1 部 |
| (9) 完成図書（キングファイル A4 版） | 1 部 |

ア 機器材料納入仕様書

- イ 展開接続図
- ウ 工場試験成績書
- エ 現地試験成績書
- オ 機器取扱説明書
- カ パラメーター及び設定値リスト
- キ その他下関市上下水道局（以下「局」という。）職員の指示するもの

(10) 電子成果品（完成図書）

1 式

## 7 施設の保全

本業務の実施に当たり、関係法令及び関連施設の規則に従うとともに受託者の責任において実施すること。ただし、万一災害や事故等が発生した場合及び施工中に他の既設工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに適切な処置をとり、その経緯を局担当職員及び関連施設の担当者に報告し、その指示に従うこと。

## 8 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に関する書類の提出、打合せ内容、協議事項及び回答等については、全て業務打合せ簿に記載の上、局担当職員に提出すること。
- (2) 受託者は、業務仕様書及び参考図（以下「業務仕様書等」という。）を精査し、局担当職員の承諾を得た上で業務を実施すること。
- (3) 施工に当たっては、局担当職員と十分に打合せを行い、事前に作業要領書を提出すること。
- (4) 作業日は、原則として閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (5) 本業務における必要な電力は、受託者の負担とする。ただし、試運転調整に必要な電力は無償支給とする。
- (6) 業務仕様書等の内容に疑義が生じた場合及び特別の事情により業務仕様書等を示された条件を満たすことが不可能になった場合には、

速やかに書面により局担当職員に申し出て、その措置について指示を受けること。

- (7) 業務仕様書等に指示がある場合を除き、各種規程及び関係法令等に基づいた施工を行うこと。また、水道工事標準仕様書【設備工事編】、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び電気設備工事監理指針に準じて業務を実施すること。
- (8) 現地試験は、関連施設への影響をおよぼさないように、出来るだけ短時間で完了すること。
- (9) 受託者は、業務仕様書等に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項であっても、業務実施上又は技術上当然必要と認められる事項については、局担当職員と協議の上、施工に当てること。
- (10) 業務に伴い発生した廃材等については、関係法令に従い、適正に処分すること。
- (11) 施工に当たっては、安全対策を十分に行い、感電の事故に十分注意して施工すること。